**熊本地裁第10回優生裁判口頭弁論の報告**（11月９日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平野みどり

新型コロナウィルスの秋冬の感染が、じわりじわりと地方にも広がりつつある１１月９日、引き続き傍聴制限がされる中、第10回優生裁判口頭弁論が熊本地方裁判所において開催されました。車椅子席には、ヒューマンネットワーク熊本の友村年孝事務局長、植田洋平事務局次長、毎回傍聴されている会員の藤枝静香さんと私で傍聴しました。一般席には、KDF（熊本障害フォーラム）の加盟団体からきょうされんの福島貴志さん、熊本市手をつなぐ育成会の西恵美さんも参加されていました。

前回は、ハンセン病国賠訴訟弁護団の徳田靖之弁護士が意見陳述に立たれ、「この裁判での勝利なくして、障害者の権利回復はないし、優生思想をなくすことはできない。国家による組織的犯罪を２０年で除斥していいはずがない」と熱く訴えられ、私たちは勇気を頂きました。

今回被告側である国は、新たな主張として、「原告が受けた手術は優生保護法の強制不妊手術ではない」ということを加えました。これはとても卑怯で厄介な主張です。優生手術の記録は行政が記録を残すべきなのですが、その記録を行政は持っていないのです。そのため、原告は証拠を出せと言われても証拠がありません。本来、行政が出すべき証拠を原告側に出せと言っていることを裁判所がどう判断するか、注目です。

さて今回は、新たな視点で、原告ら訴訟代理人の一人である福井春菜弁護士が、母親としての経験から意見陳述を行いました。福井弁護士は、「障害を理由に手術で子どもを産めなくさせるなんてひどい。国は賠償するべきでは」と多くの人が思いつつも、しかし、「昔のことだし、もう無理なのではないか」とも思ったかもしれないが、果たしてそうであろうかと論点を提示しました。

一つは、「当時は合法だった」という点ですが、これについては各地の裁判でも障害者の個人の尊厳を尊重していなかったとして、憲法違反であると判断しています。二点目は、「長い年月が経ちすぎているから、今更争えないのでは」と言う、法律用語の「除斥期間」の問題で、今、この解釈について各地の裁判で争っています。

福井弁護士は、この「昔のことだから」という点について、ご自分の経験から果たしてそうなのか、という疑問を呈しています。平成8年、国は優生保護法から母体保護法に名称を変更しました。そして、国は「その後は、被害者は訴えることができたはずなのに、今更なのか」と主張していますが、それは事実誤認で、むしろ「優生手術から出生前診断へとあらたなやり方で、生命の選別を継続」してきており、除斥期間はあり得ないと訴えました。

福井弁護士は２児の母親です。二番目の子どもを妊娠した際、医師から「出生前診断」を受けるかどうかのシートを手渡されます。超音波検査、母体血清マーカー検査、羊水染色体検査、出生前遺伝学的検査などの項目に簡単にチェックを入れるようになっていました。ちなみに３年前の第一子の時はこのようなシートは渡されなかったそうです。

正直な福井弁護士は、この時点で十分な知識を持っていなかったため、どうすべきか迷ったと吐露していますが、結局検査は受けないことにしました。しかしながら、それぞれの検査で何がわかるのか、障害や疾病があることがわかった後、どのようなサポートがあるのかなどの説明が全くないまま、安易に検査に同意させられる母親は多く、その結果を母親や家族に丸投げする仕組みが、現時点でも継続、拡大していることこそ、除斥期間などあり得ないという根拠であると、福井弁護士は主張されました。

今回の福井弁護士の陳述により、インクルーシブ社会の構築やＳＤＧＳの理念（誰一人取り残されない社会）を無視した、国や医療が突き進めている新たな出生前診断などの「命の選別」の根源こそが、今般の優生裁判で国が主張する除斥期間の正当性を否定するものであり、大きな矛盾をはらんでいるということを再確認することできました。

次回の口頭弁論は、少し先になりますが１月19日（火）の１４時から熊本地方裁判所にて行われます。コロナ禍が終息に向かっているとよいのですが。可能な限り、多くの皆さんの傍聴をお願いいたします。